

東京都板橋区立志村第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成27年10月1日 策定

令和7年3月13日 改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、板橋区立志村第二中学校の全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年担当教諭等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織（学校いじめ対策委員会）を設置します。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

【別表】

4 重大事態における教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや重大事態が発生した場合は、速やかに板橋区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、所轄警察署と連携して対応します。また生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護者を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 校内研修の実施

- (1) いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針の周知等の研修
- (2) いじめ総合対策、人権教育プログラムを活用した校内研修会の実施
- (3) 生活指導部会・教育相談部会における事例研究

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、指導の改善を図る。